

提出内容

受付番号	201711100000457393
提出日時	2017年11月10日13時56分

案件番号	300171010
案件名	「再犯防止推進計画（案）」に係る御意見の募集について
所管府省・部局名等	法務省大臣官房秘書課 電話：03-3580-4111（内線5649）
意見・情報受付開始日	2017年10月10日
意見・情報受付締切日	2017年11月10日

郵便番号	160-0015
住所	東京都新宿区大京町23-3 四谷オーキッドビル7階
氏名	公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 柏木一恵（1/3）
連絡先電話番号	03-5366-3152
連絡先メールアドレス	office@japsw.or.jp

提出意見	「第2 P8～P15」について 1. 「一般企業及び就労系の障害福祉サービス事業所側に、矯正施設を出所して間のない者の特性に応じた配慮などの普及啓発を行っていく」こととされたい。 現状、重度の障害を持つ受刑者以外の就労支援の仕組みは全く無い。障害を持つ受刑者に対しては法務省矯正局作成パンフレット「障害者の就労のしくみ」で対象者に対して情報提供のみ可能である。この情報提供も全矯正施設で平準化されているとは言い難い。福祉的就労の仕組みが一般社会では確立しているにも関わらず、障害認定を受けている受刑者がこれを利用するためには以下の点を改善しなければ不可能である。 記述されている障害者求人を活用した一般企業への就職や就労継続支援A型、同B型については障害者認定が前提条件である。しかし受刑期間中の新規の障害認定手続きだけでなく、精神障害者手帳の更新手続きも特別調整を除外ほとんど行われていない現状である。また障害者として公共職業安定所への求職登録は住所地管轄の公共職業安定所でないと受付不可となっており、障害者求人の紹介を受刑期間中に受けることすら不可能となっている。帰住後でしか出来ない方策を記述することは外部の障害者支援機関だけに依存することになり、外部機関の責任と負担が増えるだけでは無いと危惧する。 2. 住居確保に協力いただく事業所が対象者の個人情報を提供する場合の個人情報保護の取り扱いを整理し、入所中に受刑者が市営住宅の申し込みが可能な仕組みを作られたい。 刑務所出所時に帰住先が未定であるという状況は、受刑中の生活態度が悪いことや贖罪意識が希薄であることが原因であると思料される。しかし、反社会勢力に属している者や犯罪性が深化し意図してこのような態度を示す者は別として、精神障害者や知的障害者の場合、精神疾患や知的能力の制約が原因で受刑生活自体が破綻し、そのため生活環境調整が整うことなく満期を迎えていると思料される。このような精神障害や知的能力の制約がある対象者に対しては情報提供のみで自助努力に期待しても、自身で社会資源を活用して自立を図ることは困難である。 精神障害を持つ者や知的能力の制約があるものの帰住調整を一般調整で行うことは稀であるが、一般調整対象者として帰住調整を行っていくなど、満期出所者に対する支援情報の提供等の充実の必要性を強く感じる。
------	--

提出内容

受付番号	201711100000457395
提出日時	2017年11月10日13時59分

案件番号	300171010
案件名	「再犯防止推進計画（案）」に係る御意見の募集について
所管府省・部局名等	法務省大臣官房秘書課 電話：03-3580-4111（内線5649）
意見・情報受付開始日	2017年10月10日
意見・情報受付締切日	2017年11月10日

郵便番号	160-0015
住所	東京都新宿区大京町23-3 四谷オーキッドビル7階
氏名	公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 柏木一恵（2/3）
連絡先電話番号	03-5366-3152
連絡先メールアドレス	office@japsw.or.jp

提出意見	「第3 P16～P22」について 1. 「日常的な動作全般にわたって介助やリハビリを必要とする受刑者」を拘禁することに意味があるのかという検討、日常的な介助が必要な者について「健康運動指導や福祉サービスに関する知識及び社会適応能力の習得を図るための指導」が必要かの検討、及び刑事訴訟法に定められる自由刑の裁量的執行停止を活用して民間施設で受け入れる等の方法についての検討をされたい。 2. 厚生労働省は国民の健康福祉を目的として業務を行っているとして理解しており、「再犯防止の観点から」という表現はなじまないと考える。この文は削除がよいと考える。 3. 薬物事犯者がすべて「薬物依存症」ではないことなどから、本計画において「薬物依存」あるいは「薬物依存症」に対する定義をした方がよいと考える。 4. 厚生労働省は、親族等が…監護方法等について」について、医療保健福祉側の関係者は監護方法という視点には立っていないため、厚生労働省を主語とする場合、「かかわり方」など適切な表現に変えられたい。また、親族等もケアを受けるニーズも高いことから、親族がケアを受けられる体制の充実も図ることが必要である。 5. 各々の専門職における養成カリキュラムについて、依存症の理解と支援について入れるのはよいと考えるが、専門職の治療や支援は「再犯防止」を目的としたものではないことを踏まえた内容にすべきである。 6. 「ダメ・ゼッタイ」の教育。薬物乱用後のケアや情報提供について記述されたい。 7. 警察庁が刑事施設出所後の者の所在確認を行うことは、法的に問題ないのか。（大阪府は条例に定められているが…）どれくらいの期間、どのような方法で、何を根拠に所在確認を行うのかの検討は必要と考える。
------	---

提出内容

受付番号	201711100000457396
提出日時	2017年11月10日14時02分

案件番号	300171010
案件名	「再犯防止推進計画（案）」に係る御意見の募集について
所管府省・部局名等	法務省大臣官房秘書課 電話：03-3580-4111（内線5649）
意見・情報受付開始日	2017年10月10日
意見・情報受付締切日	2017年11月10日

郵便番号	160-0015
住所	東京都新宿区大京町23-3 四谷オーキッドビル7階
氏名	公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 柏木一恵（3/3）
連絡先電話番号	03-5366-3152
連絡先メールアドレス	office@japsw.or.jp

提出意見	「第5 P26～P30」について 1. 犯罪被害者等は、精神的、身体的、経済的な問題を抱えることになる。しかしながら、それらの被害者の状況は、加害者には理解が及ばないで出所してしまうことが多いように思われる。徹底的な犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施をお願いしたい。また、再犯防止推進計画等の素案を練られた検討会構成員に、被害当事者や被害者支援の有識者がいないことが問題と考える。構成員の見直しから検討いただきたい。 2. 発達上の課題、知的な課題を有していても、被害者の視点を取り入れた教育が適切に受け取ることができるように、早急に検討いただきたい（海外では、知的レベルに応じた贖罪教育がなされていると聞き及んでいる）。 3. ア）犯罪をした者に関わる職員等（矯正施設、保護観察所だけでなく、出口支援に関わる地域定着支援センター等の職員や、保護司、教諭師等）にも、犯罪被害者等の心情理解の研修が定期的に行っていただきたい。出所後、犯罪をした者は事件を「忘れたい」と思うが、犯罪被害者は「忘れられない」状況にある。支援者は、そのことを踏まえて指導支援にあたっていただきたい。そのためには、地域で支援する支援者自身も、犯罪被害者等の講話を聴く機会等が定期的に保障される必要があると考える。 イ）「心情等伝達制度」で被害者の気持ちを伝えても、その後、加害者にまた裏切られたと感じる被害者は多いのが実情である。被害者の想いが適切に処遇に反映される制度設計をお願いしたい。また、被害者が犯罪をした者の矯正施設や保護観察期間の処遇状況等を尋ねてきたときには、それらに適切に回答できる仕組みを考案いただきたい。被害者は出所後のお礼参り等を恐れ、毎日を過ごしている。加害者の個人情報を守られすぎることが、被害者を更に苦しめている。 ウ）犯罪被害者等を招聘して不特定の被害者の話を聞かせる贖罪指導だけではなく、その個人が犯した犯罪の被害者の存在と向き合える指導・支援の推進していただきたい。裁判で損害賠償を命じる判決が出ているが、その判決文も読んでいない加害者が多い状況を改善いただきたい。 【参考】損害賠償命令制度※で賠償額が決定しても、実際に支払われたのは賠償命令額の2％に満たない。（「犯罪被害者支援弁護士フォーラム」追跡調査結果／2015年5月28日読売新聞夕刊）
------	--